平成２３年（フ）第８３５号
名古屋市西区比良３丁目70番地
債務者　有限会社和光産業
代表者取締役　笠本　広幸
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６８号
横浜市西区岡野１丁目16番16号
債務者　株式会社嵯峨野
代表者代表取締役　佐野　良子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留﨑基行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３９号
大阪府門真市堂山町24番５号
債務者　株式会社旭電機製作所
代表者代表取締役　北村　卓也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４１号
大阪府門真市堂山町25番５号
債務者　旭産業株式会社
代表者代表取締役　北村　卓也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４２号
大阪府門真市堂山町24番５号
債務者　旭商事株式会社
代表者代表取締役　北村　卓也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０号
岡山県笠岡市東大戸470番地
債務者　有限会社もりや製材
代表者代表取締役　守屋　定則
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大本　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後２時30分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代古江789―４
債務者　株式会社イマイズミ
代表者代表取締役　今泉　嘉久
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７号
愛媛県宇和島市津島町成355番地
債務者　開宝眞珠有限会社
代表者取締役　小幡　照美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五葉　明徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後１時30分
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第９４１号
愛知県瀬戸市美濃池町69番地の１
債務者　株式会社こがね
代表者代表取締役　稲垣　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４２号
愛知県大府市桃山町１丁目81番地の１
債務者　有限会社ごはん屋
代表者取締役　稲垣　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
三重県員弁郡東員町大字筑紫95番地
債務者　稲垣塗工株式会社
代表者代表取締役　稲垣　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後２時
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
三重県四日市市松寺３丁目７番４号
債務者　株式会社エヌクリプト
代表者代表取締役　中村　貴利
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県今治市菊間町田之尻748番地、住民票上の住所愛媛県松山市本町６丁目６番地７ロータリー本町1207号、前住所愛媛県松山市山越１丁目８番３号　サンアイハイツ501号
債務者　保手濱勇造
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１９８号
神奈川県秦野市戸川506番地の13、外国人登録原票記載事項証明書上の住所神奈川県秦野市八沢1146番地
債務者　林　　四石
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９９号
神奈川県秦野市戸川506番地の13、外国人登録原票記載事項証明書上の住所神奈川県秦野市八沢1146番地
債務者　林朝子こと　韓　　朝子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８４号
札幌市西区琴似２条５丁目４番８号　イシガキハイツ202号
債務者　塩谷　捷司
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部